

## 第5回埼玉県住宅政策懇話会 議事概要

---

<日 時> 令和2年7月21日(火) 9:30～11:25

<場 所> 埼玉会館7階7B会議室(Web会議)

<出席者> (順不同、敬称略)

座長 大月 敏雄(東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 教授)

副座長 佐々木 誠(日本工業大学 建築学部 建築学科 教授)

委員 飯田 成寿(公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 副会長(飯田観光開発株式会社代表取締役))

宇佐見 佳之(埼玉県住まいづくり協議会 会長(近藤建設株式会社 代表取締役))

齋藤 逸子(公益社団法人埼玉県社会福祉士会 会員)

玉水 きみ子(公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 女性委員会副委員長)

藤本 秀一(国土交通省国土技術政策総合研究所 住宅計画研究室室長)

山本 美香(東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 教授)

埼玉県都市整備部住宅課、県民生活部国際課、福祉部社会福祉課

八千代エンジニアリング株式会社

### <議事概要>

#### 1. 前回懇話会の主な意見について

##### ○空き家・中古住宅活用

大月座長 ・空き家対策は、「予防」、「見守り」、「活用」、「流通」、「リフォーム」、「取壊し」、「空き地の活用」に連続して取り組むため、個別の施策はもちろん重要であるが、全体としての連続性を考えた政策立案をした方がよい。

#### 2. 新型コロナウイルス対策に関する県の住宅施策の取組

##### ○県の取組とそれに対する意見

大月座長 ・新型コロナウイルスは疫病災害であり、災害には2つの側面がある。

- ・1つ目は、皆に平等に起きるわけではなく、困窮している人はさらに困った状況になるということ。
- ・2つ目は、リモートワークが急速に普及するなど、それまでの平常時の社会変化を加速させるということ。

一方、住宅関連では、在宅者が多く、在宅時間も長いので、今までよりも隣上下の階の子供の声などの問題が発生する。

- ・県の住宅施策として新型コロナウイルスにどのように取り組むかを県民も注視してお

り、重要な課題である。

佐々木副座長・一般の市民の目線に立てば、県より市町村の方が身近な存在である。

- ・県と市町村の窓口がバラバラで分かりづらいといった状況にならないように、分かりやすくする必要がある。

大月座長

- ・東京都では、無料定額宿泊所に宿泊を希望する方が、新型コロナウイルスに感染しやすい室内環境であることなどを理由として、宿泊を断られる例があった。
- ・行き場を失った人に対しては、目の前の問題の解決だけでなく、その人の問題が生じた背景や社会復帰に目を向けた取組が必要である。
- ・こうした取組は、住宅部局だけで全てできるわけではなく、NPOや福祉部局と一緒に取り組まなくてはならない。

事務局

- ・県は、県内のネットカフェの休業により宿泊先を失った方に対し、一時的な避難先として、上尾市のスポーツ総合センターを開放した。
- ・その後、45名の方が県営住宅に一時入居した。
- ・今後も社会福祉士会や市町村と連携して支援していく。

山本委員

- ・ネットカフェを追い出された方や失業者を県営住宅に受け入れることはよい施策だ。
- ・住宅部局と福祉部局の連携については、よりきめ細かく行う必要がある。
- ・住宅セーフティネット制度があり、居住支援協議会があるのだから、それらがもっと動かなければならない。
- ・住宅確保給付金の相談が非常に多い一方、居住支援協議会への相談は少ないというギャップがある。

齋藤委員

- ・コロナ禍にあっても、住宅ソーシャルワーカーにテレワークという概念はなく、一層増えた生活困窮者に向き合って支援している。

### ○まとめ

大月座長

- ・新型コロナウイルスに係る状況は時々刻々と変化しており、県としても新しい対応に迫られることが想像されるので、今後を見据えながら懇話会での情報交換を継続的に実施していきたい。

## 3. 外国人との共生

### ○外国人への居住支援

大月座長

- ・外国人に関わる問題は大きく2つに切り分けて議論する必要がある。
- ・1つ目は、住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者として、外国人の住ま

いの確保をどのように支援するかということ。

- ・2つ目は、異文化の外国人と共存・共生するために、地域コミュニティとしてどのように取り組むかということ。

- 事務局
- ・県国際課が平成18年より「外国人住まいサポート店」の認定を開始し、外国人に特化した居住支援を実施してきた。
  - ・住宅セーフティネット法の施行による居住支援協議会の設置に伴い、現在は、「あんしん賃貸住まいサポート店」として、外国人以外にも支援対象を拡大している。
  - ・この取組は、不動産関係団体の協力もあり、実績を上げている。

- 山本委員
- ・不動産業者が外国人の入居を断らなくするためには、どのようなサポートが必要か。

- 飯田委員
- ・外国人専門の保証会社ができるなど、業界として外国人を受け入れる体制は整いつつある。
  - ・最近では、一般の保証会社であっても、就業状態を確認できれば保証が認められるため、外国人という理由で入居を拒否することは少なくなっている。

### ○今後の課題

- 飯田委員
- ・最近では製造業などの外国人研修生が大変多い状況である。
  - ・この場合、契約行為は雇用主である法人が行うので問題は生じないが、契約後の入居者数の超過や休日の騒音が大きな問題となっている。
  - ・今後は、事前に法人側にも話をできるようにする必要があると考えている。

- 佐々木副座長
- ・窓口となる市町村や不動産業者と連携した取り組みが重要である。
  - ・入居手続きにウェブを用いることで、ある程度の言葉の問題や煩雑さを改善できるのではないか。

- 事務局
- ・県としても各市町村が主体的に動いていただけるとよいと考えており、各市町村単位で居住支援協議会を設置するように働きかけている。

- 宇佐見委員
- ・外国人と地域住民との交流をサポートする体制をつくっていく必要があると感じる。

- 齋藤委員
- ・外国人の居住支援を行う中で身をもって感じたのは、在留人数が比較的少なく、通訳できる人が乏しい外国人について、言葉がわからないことで支援が限られてしまうことである。
  - ・こうした外国人の居住支援を行う場合、住宅ソーシャルワーカーの主導で物件を決めることとなる。

- 藤本委員 ・外国人について、入居時に関する問題と入居後の生活に関する問題は違うため、現状を整理した上で方向性を考えるとよい。
- 玉水委員 ・外国人にごみの捨て方が周知されていないのは、自治会に加入していないためではないか。
- 大月座長 ・ごみ捨ての方法を様々な言語で周知している芝園団地のような事例を、どのように県内で情報共有していくかについても今後の課題である。

## ○まとめ

- 大月座長
- ・住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者として、外国人の住まいを確保するための支援メニューを目次立てすることは重要な作業である。
  - ・外国人との共生の前に、お互いの存在を認め合う共存を、まずは目指すべきではないか。
  - ・県の役割として、県内の自治体や NPO、団地における取組を共有する仕組みを支援することが重要である。
  - ・将来の課題として、日本に定住する外国人が高齢者になった場合の対応を今から考えておくことも重要である。